

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
1							捺印欄	代表構成企業の社印について代表取締役となっておりますが、奈良県入札参加資格登録の奈良支店長印でも宜しいでしょうか。	S P Cを組成する場合はS P Cの代表者印になります。J Vで契約する場合は、令和7年7月17日に修正した内容のとおりです。
2							全般	『合理的』という表現が契約書120条のうち31条で47回使用されており、条文数から見ても高頻度です。この頻度は、一般的な国土交通省の標準約款と比べても特異性があります。主な記述として、「合理的な増額費用」、「合理的な裁量」、「合理的な事業期間」、「合理的な理由」、「合理的に満足する様式」、「合理的に見込まれる」、「合理的な説明」、「合理的な頻度」、「合理的な損害額」です。 同語の使用が多岐にわたることで、条文の解釈にばらつきが生じる可能性がございます。契約条項における『合理的』という表現の使用について一考いただけますと幸いです。	事業契約書（案）のとおりとします。
3	2	第1章		第6条	第1項		費用負担及び本事業の資金調達	第6条第1項では、本事業の実施に関する一切の費用について、統括管理業務、設計業務、工事監理業務、施工業務、解体業務、移転業務、備品調達業務及びその他の業務に加え、「これらに付随・関連する一切の費用を含む」と規定されております。この点について、受注者としては、以下のような実務上の懸念がございます。 まず、「付随・関連する一切の費用」という文言が非常に広範であるため、具体的にどの範囲までを含むかが不明確であり、事前に想定していない費用まで負担対象となるリスクがございます。たとえば、関係者説明会の費用、認可取得に伴う追加対応費用、市場事業者との調整対応費用などが含まれるのか判断が難しい状況です。 また、本来行政側が対応すべき公共性の高い業務に関するコストや、事業の施工範囲外の調整費用まで負担対象とされる場合、受注者側のリスクが過度に大きくなります。加えて、資材費・人件費の高騰などによる価格変動リスクについても、「一切の費用」という規定によって、物価変動条項等でカバーされない場合、受注者が全面的に負担することになりかねません。 さらに、資金調達も受注者負担とされていることから、金利上昇等による資金調達コストの増加もリスクとなります。長期プロジェクトにおいては、金利動向の予測は困難であり、これが事業全体の収支に与える影響も大きくなります。また、災害対応や社会情勢の変化に伴う不測事態対応費用についても、全て「付随費用」とされてしまうと、予見できない費用まで事業者負担となり、結果的に適正なリスク分配が損なわれることも懸念しております。 以上のリスクを踏まえまして、以下の対応についてご検討をお願い申し上げます。 ひとつは、「付随・関連する一切の費用」の範囲について、具体的に想定される項目の例示を事前にお示しいただくことをご検討いただけないでしょうか。これにより、事前のリスク評価と適正な価格設定が可能になります。 また、予見困難な事象に関しては、別途協議の上、費用負担について公平に調整できる仕組みを設けていただければと存じます。たとえば、法令改正、資材価格の著しい変動、災害発生、社会的情勢変化などについては、協議により負担区分を整理する条項を設けていただくことが、事業実行上も望ましいと考えております。 さらに、資金調達に関するリスクについても、極端な市場変動が発生した場合には、協議の余地を残していただくことをご検討いただけますと幸いです。 本事業を円滑かつ安定的に遂行するためにも、事業リスクと実行性を両立させるためのルール整備について、ご配慮を賜れますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	付随・関連する一切の費用とは、本事業の完遂に必要な費用という意味で記載しており、具体的にはお示しできません。 予見困難な事象については、法令等の変更、不可抗力、物価変動等、各リスクについて事業契約書（案）に規定するとおりです。事業契約書（案）に規定されていない事由については、第118条に規定するとおり協議します。 資金調達に関するリスクについても事業契約書（案）に規定するとおりです。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
4	2	第1章		第6条	第5項		費用負担及び本事業の資金調達	条項の構文が長く、「又は」が6回使用され、語句の重複や途中で文章が繰り返されているため、文意が曖昧で読みにくいので、条文の検討をお願いします。条文の趣旨と意図は、以下のような意味で宜しいでしょうか。 ・本事業契約に基づいて、発注者が受注者に生じた増加費用または損害を負担・賠償する場合、 ・その負担・損害が、受注者が第三者（※金融機関などの融資関係者を除く）との契約によって支払うことになった損害賠償額や契約終了・変更に伴う金銭債務であるとき、 ・発注者が負担すべき損害の額は、「第三者に実際に生じた損害であって、通常生ずべき範囲」に限定される。	お見込みのとおりです。
5	3	第1章		第6条	第6項		費用負担及び本事業の資金調達	「発注者は、本事業契約の定めるところにより受注者に生じた増加費用又は損害を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、当該負担の全部又は一部に変えて要求水準書を変更することができる。」の条項に記載がある「当該負担」は、「当該負担額」ではないでしょうか。	増加費用又は損害の負担であり、費用の負担だけではないため、「負担額」とはしていません。
6	3	第1章		第6条	第8項		費用負担及び本事業の資金調達	「第1項又は前項の場合において」は、「第6項又は前項の場合において」ではないですか。	「 <u>前2項</u> の場合において」に修正します。
7	3	第1章		第6条	第8項		費用負担及び本事業の資金調達	本条項では、物価変動や社会情勢の変化等に伴う資材価格や労務費の調達困難が生じた場合、30日以内に発注者と受注者で協議を整えることが求められ、それが整わない場合には受注者が工事内容の変更等を提案できるとされています。 この規定は、協議の長期化による事業停滞を防止するための重要な条項であり、特に物価高騰や供給不安の続く昨今において、事業継続性を確保するためには一定の協議期限を設ける必要があることについては、私どもとしても十分理解しております。 一方で、本事業は単なる施設整備ではなく、市場再整備という公共性の高い事業であり、特に市場関係者の皆様との丁寧な合意形成や、関係者間の細やかな調整が求められる事業です。施設計画や業務内容の変更は、市場の運営や事業者の営業継続に直結する問題であるため、通常の公共工事と比べても、慎重な協議・調整が必要となる場面が多くなることが想定されます。 こうした事業特性を踏まえますと、30日以内という一律の協議期限では、関係者調整や行政内部協議を含めた現実的な調整プロセスに対応しきれないケースも考えられます。特に、市場事業者の方々との合意形成には、時間をかけて誠実に対応することが不可欠です。 そこで、30日という協議期間の趣旨を尊重しつつも、市場再整備事業の特殊性に鑑みて、協議期限について柔軟な運用または緩和措置をご検討いただけないかご相談させていただきたく存じます。たとえば、協議開始から30日経過時点で進捗を共有し、その時点でなお関係者協議が継続している場合には、双方協議の上で協議期限を延長できる仕組みを設けていただくなどの対応が考えられます。 事業の円滑な遂行と、関係者の信頼関係維持のためにも、ぜひご配慮いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。	事業契約書（案）のとおりとします。
8	3	第1章		第6条	第9項		費用負担及び本事業の資金調達	「ただし、発注者が受注者に生じた増加費用又は損害を負担すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。」と規定がありますが、「又は」と「負担すべき事由」がそれぞれ2回使用されています。条文の意味が正確に理解できませんので、ご教示下さい。	「増加費用若しくは損害を負担すべき事由」に修正します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
9	5	第1章		第11条	第1項		責任の負担	本条項では、受注者が本事業の履行に関連して発生する一切の損害について責任を負うことが明記されており、また、奈良県様は一切の責任を負わない旨が記載されています。この条文は、事業を円滑に推進するうえで受注者が一定の責任を負うことを明確化するものであり、その趣旨は理解しております。 一方で、本事業は334億円規模に及ぶ大規模かつ複合的な事業であり、市場棟の整備だけでなく、移転や関連業務も含む長期にわたる事業となります。この特性を踏まえると、「一切の責任」という包括的な表現については、以下のような実務上の懸念とリスクがございます。 まず、責任範囲の過剰拡大リスクです。第11条では「一切の責任」とされておりますが、どの範囲までが対象となるのか明確な限定がされていないため、受注者にとっては、予見不能な事象や間接的損害についても責任を負う可能性があります。 次に、第三者からの損害賠償リスクです。本事業は市場事業者や物流事業者など、多くの関係者と密接に関わる事業です。工事の実施や移転業務に伴う営業損失や間接損害（逸失利益等）についても、条文上は受注者側に過度な負担が発生するリスクがあります。 また、不可抗力事象についても懸念がございます。事業契約書内には第95条、104条、105条等で不可抗力時の取り扱いについて「別段の定め」がございますが、第11条との関係が完全には明示されておらず、災害や社会情勢変動による事業影響についても責任追及されるリスクが残る可能性があります。 さらに、保険適用外リスクも想定されます。市場関係者の営業損害や信用毀損などは、建設工事保険や賠償責任保険で十分にカバーできない場合もあり、受注者が保険外リスクまで負う構造になると、事業継続に影響が生じかねません。 加えて、長期リスクも懸念されます。本事業は移転業務や運営開始準備も含むため、事業完了後に問題が発生した場合でも「一切の責任」という文言が残ること、長期にわたる責任問題が生じる可能性があります。 これらのリスクを踏まえ、発注者である奈良県様と受注者側が、円滑かつ健全に事業を推進するためにも、以下の改善についてご検討をお願いしたく存じます。 まず、「一切の責任」という表現につきましては、受注者の故意または過失による損害に限定することをご検討いただけないでしょうか。これにより、予見困難な事象や不可抗力については、責任範囲から明確に除外できます。 また、不可抗力事象については、既に第95条や104条、105条等で「別段の定め」がございますので、これらと第11条の関係を明確に整理していただき、不可抗力時には責任を負わないことを明示いただけますと幸いです。 さらに、第三者からの逸失利益や間接損害については、責任の対象外とする旨を明文化いただきたく存じます。あわせて、損害賠償責任の上限について、契約金額の一定割合までとする「責任キャップ」の設定をご検討いただけないでしょうか。これにより、適正なリスク分担が実現できるものと考えております。 また、保険適用範囲との整合性についても、事前にお示しいただけますと、受注者側としても保険加入内容を適切に準備することができそうです。 本事業は、奈良県様と受注者側が一体となって、市場関係者や地域の皆様とともに進める重要なプロジェクトです。責任範囲を明確化することは、発注者・受注者双方にとってリスクを可視化し、信頼関係を保ちながら円滑に事業を進めるためにも重要と考えております。 つきましては、上記の観点についてご検討いただき、適切な整理・ご教示を賜りますようお願い申し上げます。	事業契約書（案）のとおりとします。
10	6	第2章		第16条			本事業用地の使用	建物の立退きは発注者にて実施という理解でよいでしょうか。またその旨契約書上に明記することは可能でしょうか。	入居者の立ち退きは発注者にて実施します。
11	6	第2章		第16条	第3項		本事業用地の使用	この条文における新施設の建設とは、市場棟(青果、水産)、関連管理棟、廃棄物集積所、守衛室の建設を指しているとの認識でよいでしょうか。	第16条第3項の「ただし、新施設の建設に要する」を「ただし、新施設の整備に要する」に修正します。 「新施設」とは本事業にて整備される施設及び受注者により新施設内に設置された機器、器具又は備品等のことをいいます。 (事業契約書（案）別紙1 用語の定義参照)

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
12	6 17	第2章 第5章		第18条 第52条	第3項		本事業用地の契約不適合責任各種調査	「埋蔵文化財、地中埋設物及び土壌汚染等の契約不適合で入札説明書等から合理的に推測し得ないものに起因して受注者に直接生じた合理的な増加費用は発注者が負担する。」とあります。一方、第52条第3項で、「地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等」に関する負担が規定されています。両条文とも、対象は共通するものと理解しています。埋蔵文化財は両条文に記載されていますが、その他については、記載が相違していますので、統一をお願いします。	文言を以下のとおり統一します。 第18条「ただし、 <u>埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等の契約不適合で</u> 」 第19条第1項第2号「湧水等の条件をいうものとし、 <u>埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等</u> に係る条件を含む」 第52条第3項「記載されていない <u>埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等</u> を発見した場合＜中略＞なお、 <u>埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染及びその他の地中障害物等</u> の発見に起因して」
13	8	第3章	第1節	第20条 第21条	第5項 第4項		発注者の請求による要求水準書の変更 受注者の請求による要求水準書の変更	下記の第20条と第21条の条項は、ほぼ同じ内容ですが、一部「その他必要な書類」の部分が相違します。 「その他必要な書類」とは、具体的に何を指すのですか。 8頁 第3章 第20条 5 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書、その他必要な書類の変更を求める旨を受注者に通知することができる。 8頁 第3章 第21条 4 要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。	「その他必要な書類」は設計図書以外に受注者から提出された書類を想定しています。 なお、第20条第5項と統一させるため、第21条第4項を「理由を示して設計図書、 <u>その他必要な書類</u> の変更を求める旨を」に修正します。
14	10	第4章	第1節	第28条	第4項 第5項		総括管理責任者	第5項は変更の申出・協議の条項で、一方第4項は協議の合意の条項になります。そのため、第5項は第4項の前に入れるべきではないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、第3項は、受注者は発注者の事前の承諾なしに統括管理責任者を変更してはならない旨の規定であり、それを受けた第4項において発注者が事前に承諾する条件を規定しています。第5項は発注者が統括管理責任者の変更を希望する場合の規定です。
15	14	第5章	第1節	第45条	第6項		貸与品等	「第93条第3項」は「第93条第4項」ではないでしょうか。	「第93条 <u>第4項</u> 」に修正します。
16	14	第5章	第2節	第46条	第2項		設計業務の実施	各個別業務に対して、第42条で年度業務計画書の作成、第38条で年度業務計画書の提出が規定されています。一方、設計業務に関しては、第46条で、設計業務計画書の提出、変更が規定されていますが、作成は規定されていません。設計業務計画書の作成は、どのような取り扱いになるのでしょうか。たとえば、設計業務計画書の作成は、設計業務に係る年度業務計画書の作成に含まれると理解して宜しいでしょうか。 同様に、第50条の施工業務計画書、第60条の工事管理業務計画書、第63条の解体業務計画書、第73条の移転業務計画書、第76条の備品調達業務計画書も、各々の年度業務計画書と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	15	第5章	第2節	第47条	第4項		設計業務の進捗状況の確認	「発注者は、前各項に基づき説明および報告等を受けたときは、その内容に指摘事項がある場合には、適宜これを受注者に伝え、又は意見を述べることができる。」とありますが、同じ条文の中に大きな仮定的条件と小さな仮定的条件とがある場合には、大きな条件には「場合」を、小さな条件には「とき」を用いるのが一般的です。そのため、「発注者は、前各項に基づき説明および報告等を受けた場合、その内容に指摘事項があるときは、適宜これを受注者に伝え、又は意見を述べることができる。」ではないでしょうか。	「報告等を受けた場合、 <u>その内容に指摘事項があるときは</u> 、適宜これを受注者に伝え、」に修正します。 第64条第4項も同様に修正します。
18	15	第5章	第2節	第48条	第3項		基本設計図書及び実施設計図書の提出	「受注者より提示された設計図書」は、前項の条文を受けて「受注者より提出された設計図書」ではないでしょうか。	「受注者より <u>提出</u> された設計図書」に修正します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
19	15	第5章	第2節	第48条	第4項		基本設計図書及び実施設計図書の提出	「発注者の完成確認を受けなければならない。」とあります。施工業務の完成確認は第59条、解体業務の完成確認は第70条に、それぞれ規定されていますが、設計業務の完成確認について、第59条や第70条のような規定はありません。設計業務の完成確認については、どのような規定になるのでしょうか。同様に、移転業務、備品調達業務の完成確認についても、ご教示をお願いします。	設計業務の完成確認については第48条第4項に、移転業務の完成確認については第75条第2項に、備品調達業務の完成確認については第78条第2項に、それぞれ規定しています。 なお、完成確認の手法等については要求水準書のとおり協議により決定します。
20	15	第5章	第2節	第49条	第2項		設計図書の変更	「・・・する場合のほか、・・・場合を除き」と規定されていますが、条文として、「受注者は、前条に定める場合および発注者の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書を変更することはできない。」ではないでしょうか。さらに、「発注者の事前の承諾を得た場合」と規定がありますが、どのような場合でしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、発注者の事前の承諾を得た場合とは、発注者からの指摘により、又は受注者自ら設計図書に不備・不具合等を発見したとき以外で、受注者が提案した設計図書の変更に対して発注者が事前に承諾した場合等を想定しています。
21	16	第5章	第3節	第50条	第4項		施工業務の実施	「受注者は、統括管理水準書及び年度管理計画書、施工業務に係る年度業務計画書並びに設計図書に定めるスケジュールに従い、施工業務を実施しなければならない。」とありますが、「受注者は、統括管理水準書、年度管理計画書、施工業務に係る年度業務計画書及び設計図書に定めるスケジュールに従い、施工業務を実施しなければならない。」ではないでしょうか。	「統括管理水準書、年度管理計画書、施工業務に係る年度業務計画書及び設計図書に定めるスケジュール」に修正します。 第46条第4項、第60条第4項、第73条第4項及び第76条第4項も同様に修正します。
22	17	第5章	第3節	第52条	第3項		各種調査	「本事業用地の地質障害（ただし、本事業用地に固有の土壤汚染に限る。）」とありますが、「固有の土壤汚染」の意味がよく理解できません。土壤汚染については、第18条、第19条にも規定があり、これらの条項は、土壤汚染対策法に規定されている土壤の特定有害物質による汚染を対象とされていると理解しますが、「固有の」とは、何か土壤汚染対策法の対象から限定されたり、異なる対象を意味しているのでしょうか。	異なる対象を意味していないため、文言を以下のとおり統一します。 第18条「ただし、 <u>埋蔵文化財、地中埋設物、土壤汚染及びその他の地中障害物等</u> の契約不適合で」 第19条第1項第2号「湧水等の条件をいうものとし、 <u>埋蔵文化財、地中埋設物、土壤汚染及びその他の地中障害物等</u> に係る条件を含む」 第52条第3項「記載されていない <u>埋蔵文化財、地中埋設物、土壤汚染及びその他の地中障害物等</u> を発見した場合＜中略＞なお、 <u>埋蔵文化財、地中埋設物、土壤汚染及びその他の地中障害物等</u> の発見に起因して」
23	17	第5章	第3節	第53条	第6項		新施設の施工に伴う近隣対策	「発注者が行う業務」とありますが、具体的にどのような業務でしょうか。	市場の管理・運営に伴う業務等を想定しています。
24	18	第5章	第3節	第55条	第1項		工事材料の品質及び検査等	「中等」の具体例をお示しねがいます。	JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するもののことをいいます。
25	18	第5章	第3節	第55条	第3項		工事材料の品質及び検査等	「工事監理業務の承諾」とありますが、業務責任者、管理技術者、又は担当技術者、いずれの承諾でしょうか。	工事監理業務にあたる者の承諾であり、業務責任者、管理技術者又は担当技術者のいずれかの承諾を特定するものではありません。 なお、「工事監理業務の承諾」を「工事監理業務に <u>あたる者の承諾</u> 」に修正します。 第55条第2項及び第62条も同様に修正します。
26	18	第5章	第3節	第56条	第1項		発注者の立会い及び工事記録の整備等	「又は」が2回、「調査」が3回、「見本検査」が2回、「立ち合い」が2回使用されており、文章の構成や意味が正確に理解できません。わかりやすい条文にして頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、『公共工事標準請負契約約款』（昭和25年2月中央建設業審議会決定）と同様の取扱いです。
27	18	第5章	第3節	第56条	第3項		発注者の立会い及び工事記録の整備等	条件と義務が混在し、文の主たる義務が何であるかが一読で掴みづらく、文章も長い状態で、条文が正確に理解できません。わかりやすい条文にして頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、『公共工事標準請負契約約款』（昭和25年2月中央建設業審議会決定）と同様の取扱いです。
28	18	第5章	第3節	第56条	第5項		発注者の立会い及び工事記録の整備等	「この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し」とありますが、「又は」が2回使用されており、条文が正確に理解できません。わかりやすい条文にして頂けないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。 なお、『公共工事標準請負契約約款』（昭和25年2月中央建設業審議会決定）と同様の取扱いです。
29	21	第5章	第5節	第63条	第4項		解体業務の実施	「受注者は、統括管理水準書及び年度管理計画書、解体業務に係る年度業務計画書並びに解体設計図書に定めるスケジュールに従い、解体業務を実施しなければならない。」とありますが、「受注者は、統括管理水準書、年度管理計画書、解体業務に係る年度業務計画書及び解体設計図書に定めるスケジュールに従い、解体業務を実施しなければならない。」ではないでしょうか。	「統括管理水準書、年度管理計画書、解体業務に係る年度業務計画書及び解体設計図書に定めるスケジュール」に修正します。 第46条第4項、第60条第4項、第73条第4項及び第76条第4項も同様に修正します。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
30	24	第5章	第5節	第70条	第4項		発注者による完成確認及び完成確認合格書の交付	「所有権移転を受ける」とありますが、解体業務が完了した時点では、更地になっていますので、所有権移転するものは存在しないと思います。「所有権移転を受ける」とは何を意味されてるのでしょうか。	お見込みのとおりです。 「完成確認合格書を交付し、引渡しを受ける。」に修正します。
31	24	第5章	第5節	第72条	第1項		工事監理者の設置	第61条は施工業務に対する工事監理業務、第72条は解体業務に対する工事監理業務に関する規定として、事業契約書にあります。 第61条及び第72条の法的・契約的な意図は、工事監理の中立性と客観性を確保することにあり、工事監理者の属する企業が施工業務(解体業務)を行う企業と資本・人事面で関連している場合、利益相反の懸念が生じるため、これを排除する条項と理解しています。 施工業務に対する工事監理業務は、入札説明書で第61条に関する記載があり、さらに要求水準書でも、施工業務に対する工事監理業務は、第61条の趣旨を踏まえて、施工業務との兼務ができる旨の記載はありません。 一方、解体業務は設計、工事監理、解体工事とされ、要求水準書p24の業務体制図のイメージでは、解体業務の業務責任者の配下に、工事監理管理技術者が配置される構成になっています。また要求水準書p52　ウ．業務体制　「b業務責任者は、施工業務の業務責任者、監理技術者及び現場代理人と兼務することができる」と記載があり、解体業務の業務責任者は、施工業務の業務責任者を兼務することができます。施工業務の業務責任者が解体業務の業務責任者を兼務した場合、その配下に工事監理管理技術者が配置されている状況になり、事業契約書第72条の趣旨を踏まえると齟齬があります。入札説明書に第72条の記載がない点からも、第61条と比較すると、不整合な点があり、第72条は必要な条項とお考えでしょうか。	施工業務責任者と解体業務責任者が兼務した場合であっても、その配下にあたる、解体業務の工事にあたる者と解体業務の工事監理にあたる者が資本面又は人事面において関連がないことを求めることで工事監理の中立性と客観性を確保できると考えています。 そのため、第72条は必要な条項と考えています。
32	24	第5章	第6節				移転業務	移転業務の全てを第三者に再委託することは認められるか。	移転業務は個別業務に該当するため、事業契約書（案）第7条のとおり、業務の全てを第三者に再委託することはできません。
33	25	第5章	第7節				備品調達業務	備品調達業務の全てを第三者に再委託することは認められるか。	備品調達業務は個別業務に該当するため、事業契約書（案）第7条のとおり、業務の全てを第三者に再委託することはできません。
34	28	第7章		第89条	第3項	第3号	契約不適合	「契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。」の条項は、国土交通省の『公共工事標準請負契約約款』にある「工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。」を踏襲した条項であると理解しています。条項の冒頭部で、「契約の性質」となっていますが、約款の「工事目的物の性質」の部分が置き換えられています。「契約の性質」という表記ではなく、「中央卸売市場の性質」のような表記ではないでしょうか。	「 <u>本事業</u> の性質」に修正します。
35	31	第8章	第2節	第92条	第5項		受注者の責めに帰すべき事由による契約解除等	・条件句として「～した場合において」「～が存在する場合」「この場合」「残額がある場合」と5回も「場合」が登場し、条件の対応関係が混み入っています。また「かかる相殺後、～の場合」という一文は、主語が省略されており、文の曖昧さを感じます。 条文として、以下のような意味で宜しいでしょうか。 発注者が第2項第1号に基づき本事業契約の解除を選択し、本事業の出来形部分が存在するときは、発注者は当該出来形部分を検査の上、その全部または一部を買い受けることができる。この場合、出来形部分に相応する契約代金相当額の買受代金について、発注者は、前項に定める違約金および損害賠償請求権に係る金額と対当額で相殺することができる。 相殺の結果、買受代金に残額があるときは、発注者はその残額を受注者に支払わなければならない。また違約金および損害賠償請求権に係る金額に残額があるときは、受注者がその残額を発注者に支払わなければならない。	お見込みのとおりです。

奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）
■事業契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	頁	章	節	条	項	号	項目名	質問内容	回答
36	40	第 1 3 章		第 1 1 7 条			遅延利息	今回公告された奈良県中央卸売市場再整備推進事業（市場エリア整備事業）事業契約書の第117条（遅延利息）について、従来の奈良県の公共事業に関する契約書において、延滞利息の利率は、奈良県規則に基づき年10.75%とされています。今回、公告された事業契約書における第117条（遅延利息）は、国および他府県で広く採用されている（遅延利息）条項と同じ条項となっており、この条項による利率は、現在2.5%と認識しています。この利率設定は、奈良県が50年以上にわたり維持してきた条項の利率とは異なる内容であり、契約書の条項として公式に示された点において、重要な変更と受け止めておりますが、宜しいでしょうか。	本事業についてのみの適用とします。
37	14	別紙 5		3.	(3)	ウ.	契約代金の改定手続き	改定率 α の計算式に【開札日の指数】とありますが、【実施方針公表日の指数】に変更していただけないでしょうか。実際の概算開始時期は開札日の半年以上前となりますのでご配慮ください。	事業契約書（案）のとおりとします。